

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	介護保険に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東大阪市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東大阪市長

公表日

令和7年5月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の内容	<p>「介護保険法(平成9年法律第123号)」の規定に基づき、介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関する事務を行う。</p> <p>「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号利用法」という。)別表の100の項により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>資格管理</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者の資格取得・喪失・変更の申請及び審査・被保険者証の交付・再交付 <p>介護認定</p> <ul style="list-style-type: none">・要介護度の認定・更新・区分変更の申請及び審査・居宅サービス計画作成依頼届出書、介護予防サービス計画作成依頼届出書の申請及び審査 <p>給付管理</p> <ul style="list-style-type: none">・介護給付・予防給付の管理・負担限度額認定や各種減免認定の審査・高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護サービス費、総合事業の高額介護サービス費相当事業等の実施・施設介護サービス費・特定入所者介護サービス費の支給 <p>保険料管理</p> <ul style="list-style-type: none">・保険料の賦課・保険料の減免又は徴収の猶予
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	介護保険業務システム								
②システムの機能	介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定及び保険給付等に関して以下の機能を持つ。 ①資格管理・・・資格取得・喪失等、被保険者の介護保険資格の管理と、被保険者証の発行・管理をする。 ②賦課情報管理・・・所得情報を把握し、介護保険料の賦課決定と通知作成を行う。 ③収滞納管理・・・介護保険料の収納情報を管理する。 滞納情報を管理し、未納者への督促や不納欠損処理を行う。 保険料の還付・充当処理を行う。 ④認定情報管理・・・介護認定の申請・認定情報の管理と資格者証等の各種証を発行する。 ⑤受給者管理・・・負担限度額認定・各種減免制度の対象者管理と各種証の発行を行う。 負担割合情報の管理と各種証の発行を行う。 ⑥給付管理・・・介護サービスの給付実績管理を行う。 高額介護サービス費等の対象者把握・管理を行う。 ⑦総合事業管理・・・総合事業対象者の登録・管理を行う。 総合事業の給付実績管理を行う。 ⑧個人番号管理・・・個人番号の照会、及び個人番号から基本四情報の検索を行う。								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (共通基盤システム</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (共通基盤システム)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (共通基盤システム)								

システム2～5

システム2

①システムの名称	介護保険認定業務システム								
②システムの機能	介護保険における要介護・支援認定の処理について以下の機能を持つ。 ・認定調査の管理、及び調査票記載内容の管理を行う。 ・主治医意見書の管理を行う。 ・認定審査会の管理を行う。 ・認定審査結果の管理を行う。								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (介護保険業務システム</td> <td style="border: none;">)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (介護保険業務システム)
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (介護保険業務システム)								

システム3	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能</p> <p>(1) 宛名情報の連携</p> <p>① 既存住民基本台帳システムから宛名連携</p> <p>② 各業務システムから個別宛名連携</p> <p>③ 共通基盤に接続した端末からの個別宛名登録</p> <p>(2) 統合宛名番号の付番</p> <p>(3) 宛名情報の照会</p> <p>① 各業務システムから宛名照会に対する応答</p> <p>② 共通基盤に接続した端末からの宛名情報照会</p> <p>2. 符号取得に関する機能</p> <p>(1) 符号取得要求</p> <p>① 統合宛名番号の中間サーバーへの連携</p> <p>② 中間サーバーからの処理通番受取</p> <p>③ 既存住民基本台帳システムへの処理通番・符号取得要求情報の連携</p> <p>④ 符号取得状態の更新</p> <p>3. アクセス管理機能</p> <p>(1) 認証・アクセス制御情報設定</p> <p>(2) 認証情報の受付</p> <p>(3) ログ収集</p> <p>4. 情報照会機能</p> <p>(1) 情報照会データ連携</p> <p>① 中間サーバーへ情報照会要求送信</p> <p>(2) 情報提供結果データ取得</p> <p>① 中間サーバーから情報照会結果受取</p> <p>5. 副本管理(情報提供)機能</p> <p>(1) 中間サーバーへの情報登録</p> <p>6. 庁内連携機能</p> <p>(1) 業務情報連携</p> <p>① 各システム間の業務情報連携</p> <p>② 共通基盤に接続した端末から業務情報の登録・管理</p> <p>(2) 業務情報変換(フォーマット・コード・文字変換)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー、各業務システム)</p>
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1. 符号管理機能</p> <p>情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>2. 情報照会機能</p> <p>情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3. 情報提供機能</p> <p>情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (共通基盤システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表の100の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち以下の項 (情報提供の根拠) 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項 (情報照会の根拠) 131、132の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部高齢介護室高齢介護課
②所属長の役職名	高齢介護課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	介護保険の被保険者及び世帯構成員
その必要性	個人を正確に特定し、公平・公正な介護保険事務を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1. 個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2. 4情報、連絡先、住民票関係情報: ①資格の管理の際に、資格要件を確認するため ②通知書等の送付先を確認するため ③本人への連絡等のため 3. 地方税関係情報:収入・所得等に応じて保険料の賦課等を行うため 4. 健康・医療関係情報:主治医の意見書等を必要とするため 5. 医療保険関係情報:医療保健関係情報により資格の確認をするため 6. 生活保護・社会福祉関係情報:生活保護者に対する保険料の賦課等を行うため 7. 介護・高齢者福祉関係情報:介護保険事務を行うため 8. 年金関係情報:年金からの保険料の特別徴収を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	福祉部高齢介護室高齢介護課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課、生活福祉室、国民年金課、資格給付課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (大阪府国民健康保険団体連合会、指定事務受託法人) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (指定居宅介護支援事業所等) <input type="checkbox"/> その他 (医療機関、介護保険施設)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (共通基盤システム、電子申請システム)	
③使用目的 ※	介護保険法に規定する事務を、公平・公正・効率的に行うため	
④使用の主体	使用部署	高齢介護課、地域包括ケア推進課、介護保険料課、給付管理課、介護認定課、各福祉事務所、各行政サービスセンター
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		①資格管理 被保険者の資格を確認する事務 ②保険料の賦課・徴収 保険料の賦課、減免または徴収の猶予を行う事務 ③要介護等認定管理 他市から転入した者の認定情報を確認する事務 2号被保険者の医療保険資格を確認する事務 ④受給者・給付管理 介護サービスの支給管理事務 高額介護サービス費等の審査及び支給
	情報の突合	・被保険者の資格確認のために被保険者情報と医療保険資格、生活保護情報、住民票情報、住所地特例利用情報等を突合する。 ・保険料の賦課決定の為、被保険者情報と生活保護情報、住民票情報、税情報、年金情報等を突合する。 ・要介護認定に際し、他市での認定状況や2号被保険者の医療保険資格、保険料滞納情報等を突合する。 ・給付制度にかかる利用資格確認のために生活保護情報、住民票情報、税情報等を確認する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1		
介護保険業務システム・介護保険認定業務システムの運用・保守・改修業務		
①委託内容		
介護保険業務システム・介護保険認定業務システムの運用・保守・改修に関する委託		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
富士通Japan株式会社		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から書面による再委託承認申請書の提出を受け、決裁等必要な手続きを経た上で、再委託を承認している。なお、再委託先にも委託先と同様の機密保持義務を課し、それを遵守させることとしている。
	⑥再委託事項	介護保険業務システム・介護保険認定業務システムの運用・保守・改修業務のうち、特に専門的な知識・技術を要するもの。
委託事項2～5		
委託事項2		
共通基盤システムの運用・保守業務		
①委託内容		
共通基盤システムの運用・保守に関する委託		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
(株)NTTデータ関西		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から書面による再委託承認申請書の提出を受け、決裁等必要な手続きを経た上で、再委託を承認している。なお、再委託先にも委託先と同様の機密保持義務を課し、それを遵守させることとしている。
	⑥再委託事項	共通基盤システムの運用・保守業務のうち、特に専門的な知識・技術を要するもの。
委託事項3		
介護給付に係る審査支払事務		
①委託内容		
介護保険給付サービス費の審査支払業務、共同処理業務及び第三者求償事務		
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
大阪府国民健康保険団体連合会		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (21) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (13) 件 [] 行っていない
提供先1	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する
提供先2～5	
提供先2	健康保険組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する

提供先3	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する
提供先4	都道府県知事
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11
②提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する

提供先5	市長村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する
提供先6～10	
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する

提供先7	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する
提供先8	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する

提供先9	市町村長又は国民健康保険組合	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69	
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する	
提供先10	市長村長	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の80	
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する	

提供先11～15	
提供先11	地方公務員共済組合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83
②提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する
提供先12	市長村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (</div> <div style="width: 50%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙) </div> </div>
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する

提供先13	市長村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する
提供先14	市長村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の108
②提供先における用途	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する

提供先15	後期高齢者医療広域連合
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する
提供先16～20	
提供先16	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125
②提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する

提供先17	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の128	
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する	
提供先18	市町村長	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131	
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する	

提供先19	市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する
提供先20	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供照会を受ける都度提供する

移転先1	生活福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項
②移転先における用途	生活保護法による保護の実施、開始、停止及び廃止に関する事務。保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	介護資格情報、介護賦課情報、介護認定情報、介護代理納付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護受給者(申請者を含む)にかかる被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (共通基盤システム)
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	資格給付課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項
②移転先における用途	高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務
③移転する情報	介護資格情報、介護給付情報、介護認定情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・高額介護合算療養費申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者 ・国民健康保険法による保険給付をうける介護保険被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (共通基盤システム)
⑦時期・頻度	月次

移転先3	地域福祉課	
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項	
②移転先における用途	避難行動要支援者名簿作成に係る業務	
③移転する情報	介護資格情報、介護認定情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	在宅で要介護区分3以上もしくはひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯で要介護区分1・2の被保険者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (共通基盤システム)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて都度	
移転先4	高齢介護課	
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項	
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	
③移転する情報	介護資格情報、介護賦課情報、年金特徴情報、介護収納情報、介護認定情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	養護老人ホーム入所者(申請者を含む)にかかる介護保険被保険者及び扶養義務者 高齢者施策受給者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (共通基盤システム)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先5	資格給付課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項
②移転先における用途	・高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 ・他の法令による医療に関する給付との調整に関する事務
③移転する情報	介護資格情報、介護給付情報、介護認定情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・高額介護合算療養費の申請者及び同一世帯に属する被保険者 ・高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付をうける介護保険被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (共通基盤システム)
⑦時期・頻度	随時
移転先6～10	
移転先6	生活福祉課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
③移転する情報	介護資格情報、介護賦課情報、介護認定情報、介護代理納付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等支援給付受給者(申請者・過去に受給していたものを含む)に係る介護保険被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (共通基盤システム)
⑦時期・頻度	随時

移転先7	感染症対策課	
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項	
②移転先における用途	予防接種法による給付にかかる他の法令による給付との調整	
③移転する情報	介護資格情報、介護認定情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	予防接種等により健康被害を受けたことに対する救済措置の給付を受ける(申請者を含む)介護保険被保険者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (共通基盤システム)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先8	障害福祉認定給付課	
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給にかかる他の法令による給付との調整	
③移転する情報	介護資格情報、介護認定情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給を受ける(申請者を含む)介護保険被保険者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (共通基盤システム)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先9	健康づくり課	
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項	
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務にかかる他の法令による給付との調整	
③移転する情報	介護資格情報、介護認定情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入院措置にかかる介護保険被保険者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 （共通基盤システム）	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先10	感染症対策課	
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項	
②移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する他の法令による給付との調整業務	
③移転する情報	介護資格情報、介護認定情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項により医療を受けた介護保険被保険者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 （共通基盤システム）	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先11～15	
移転先11	保険料課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項
②移転先における用途	国民健康保険、後期高齢者医療制度の保険料徴収における特別徴収対象者の把握
③移転する情報	年金特徴情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (共通基盤システム)
⑦時期・頻度	随時
移転先12	市民税課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項
②移転先における用途	・市民税特別徴収対象者の把握 ・社会保険料控除の適用にかかる介護保険料収納状況の確認
③移転する情報	年金特徴情報、介護保険料収納情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (共通基盤システム)
⑦時期・頻度	随時

移転先13	障害児サービス課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第2項
②移転先における用途	・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給事務 ・障害福祉サービスの提供に関する事務
③移転する情報	高額介護合算療養費にかかる介護給付情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	介護保険被保険者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (共通基盤システム)
⑦時期・頻度	随時
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

・権限が無ければ入れない部屋(サーバー室)に設置したサーバーにデータを保管している。
サーバー室への入室権限を持つものを限定し、入退室カードによる認証方式で権限を持たない者の入退室を制限している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。

・日本国名でデータを保管している。

②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜電子申請システムにおける措置＞

ファシリティ標準ティア3以上のシステム構築事業者のデータセンターで保管する。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(別紙2) 特定個人情報ファイル記録項目を参照

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳や税、各業務システムが保持する情報は共通基盤システムから介護保険情報ファイルへ情報が送付されるため、介護保険事務の対象者以外の情報を入手することはない。また、介護保険システムから他システムに連携するファイルについては、個人情報が含まれない形式とする。 ・各種照会情報の入手については、個人単位で操作ログを取得し各人の操作を追跡できる形で管理しており、対象者以外の情報入手の抑制を図っている。 ・届出、申請書については必要な情報のみを記載する様式としており、記載例の添付や窓口での説明により必要な情報以外は記載されないようにしている。 ・システムでは、申請等に必要な情報のみを入力項目としており、必要以外の情報は登録できないようになっている。 ・対象者が多数表示される一覧系の画面及び帳票には個人番号を表示しない仕組みとし、不必要な閲覧が行われないようにする。 ・電子申請システムでの手続案内の説明をわかりやすくし、入力項目の構成を必要最小限にとどめることで目的外の情報の入手を防止する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険システムはIDカードとパスワードによる認証方式とし、資格が無いものが情報を入手することを防止する。 ・申請に際しては申請者の身分確認を行い、本人もしくは代理人以外からの不適切な入手は行わない。 ・電子申請システムでの手続案内の説明をわかりやすくし、入力項目の構成を必要最小限にとどめる。 <p><共通基盤システムとしての措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムでは、特定個人情報へのアクセスに際して、システム、職員ID、事務を認証し、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の入手にあたっては、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を行い正確性を確保する。 ・システムへの特定個人情報の入力・変更・削除にあたっては複数人で入力内容と原本の確認を行う。 ・電子申請システムから申請を行うにあたっては本人アカウント内において個人番号カードの電子署名を付すことで本人確認を実施したうえで、転記機能や再確認画面で情報の正当性を確保する。 <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人もしくは代理人が申請書を窓口に提出する際には、職員が直接申請書等を収受する。 ・住民からの届出・申請情報にあたっては保管場所の施錠管理を徹底することで、漏えい・紛失を防止する。 ・電子申請システムと市の通信は暗号化のうえインターネットとは異なる閉回線で行う。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用業務以外または、個人情報を必要としない業務から介護保険情報の要求があった場合は、個人情報が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 <p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報へのアクセスに際して、システム、職員ID、事務を認証し、範囲外用途に利用不可となるようにアクセス制御を実施している。 ・番号利用法に規定されている事務を所管する部署以外からのアクセスは行えないような仕組みを構築する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員個人ごとにIDカードを配布し、カードとパスワードの併用による利用認証を行う。 ・担当者が離席する場合にはログオフすることが周知されており、担当者以外が不正に利用できないよう対策している。 <p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報にアクセスする職員の認証は、ID/パスワードによって行う。 <p><電子申請システムにおける措置></p> <p>特定個人情報を取扱う者に限った特別のIDとパスワードの付与によってアカウント権限を分離する。</p>
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務を行うにあたり、ユーザーの担当業務ごとにアクセス権限区分を設け、権限に応じて不必要な情報にはアクセスできないよう制御を行っている。 ・職員が退職や別部署へ異動して利用権限がなくなる場合には、権限を失効させる手続きをその都度行っている。 <p><共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザ認証後は、当該ユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、不正利用が行えない対策を実施する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報ファイルへのアクセスは、セキュリティの高いコンピュータ室に設置しているサーバ・端末から実施するよう制限している。 ・サーバ・端末へのログインは認証により制限している。 ・サーバ・端末へのログインの上に、データを管理するデータベース管理システムにもログイン認証しなければ、データのアクセスはできない。また、データベース管理システムへログインするユーザにも権限設定しており、データアクセスの制限を行っている。 ・サーバ・端末にはツール設定によって、特定のHW以外は外部メディアを認識しない制御を行っている。 ・コンピュータ室からの外部メディアの持出・持込について制限・管理を行っている。 <p><共通基盤システムとしての措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報へのアクセスに際して、システム、事務を限定し、範囲外用途に利用不可となるようアクセス制御している。 	

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・提供・移転については、番号利用法及び条例により利用が認められているものに限定する。 <共通基盤システムとしての措置> ・移転先から移転元に対し、データの内部利用に係る伺いを書面により行い、データ移転元がその必要性等を判断し承認したもののみを移転することとしている。	
その他の措置の内容	<共通基盤システムとしての措置> ・データの提供・移転が認められた提供・移転先にのみアクセスを許可する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの対応】
 ・情報の提供・移転は共通基盤システムにより行うので、予め定められた方法でしか提供しない。
 <共通基盤システムとしての措置>
 ・各業務システム間の特定個人情報の提供・移転は共通基盤システムが一括して行うことで、その他の不適切な方法による提供・移転を防止している。

【誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの対応】
 ・移転先はシステムで予め定められた相手先へ提供するため、誤った先へ提供することはない。
 ・システム以外の方法で情報提供をする時は、介護保険システムと提供するデータの内容を複数人で確認する。
 <共通基盤システムとしての措置>
 ・データの提供・移転が認められた提供・移転先にのみアクセスを許可する。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><共通基盤システムとしての措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会対象者の基本4情報を確認しながら情報照会依頼を行うことで、誤った対象者の特定個人情報の入手のリスクを軽減している。 ・共通基盤システムは、照会許可照合リスト情報を管理し、情報照会の連携に際しては、照会許可照合リスト情報と操作職員の紐付けをチェックし、アクセスを制御している。 ・システムに記録している操作ログにより、目的外の入手が行われていないことを適宜確認する。また、操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、広く関係者に周知する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号利用法第19条第14号及び番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><共通基盤システムとしての措置></p> <p>特に慎重な判断・対応が求められる特定個人情報については、情報照会に対する自動応答がなされないよう管理・設定することで不正に提供されるリスクを低減している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムを介して、情報提供ネットワークシステムを利用する場合も、ユーザー認証を行う。 ・どの特定個人情報をどの職員がいつどういう目的で提供したのかがすべて記録される。 ・番号利用法及び条例上認められる入手以外行わないようにする。 ・他機関からの提供が認められなかった場合についても記録を残す。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<共通基盤システムとしての措置>
 ・共通基盤システムでは、中間サーバーとの接続に係るログを記録し、不適切な情報の入手・提供を抑止している。
 ・情報提供ネットワークシステムとの接続は、各業務システム個別にさせることなく、共通基盤システムに一本化している。

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみで行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理している。 ・サーバ設置場所、端末設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理している。 ・サーバ室への入室にはセキュリティドアによる認証を行っている。 <p>＜共通基盤システムとしての措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムの設置場所は、物理的対策(入退室管理、監視カメラ)が実施された庁内サーバ室に設置している。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・地震によるデータに消失を防ぐために、庁内サーバ室は免震措置を講じている。 <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・保管する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行っている。 ・特定の端末以外からはデータの抽出ができない仕組みが構築されている。 ・特定の端末・サーバにログインするためには二重三重の認証を必要とする仕組みが構築されている。 <p>＜共通基盤システムとしての措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入している。パターンファイルは適宜更新することで、不正プログラムを検出し、駆除または隔離する。 ・ファイアウォールを設置し不正アクセス対策を行っている。・端末のUSB媒体の利用制御や利用状況を記録し、不正アクセス対策を行っている。 <p>＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。</p> <p>⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市に住所を有する者であれば、本人からの申請により住民基本台帳事務において最新情報に更新された際に、介護保険システムにも最新の特定個人情報が反映される仕組みを構築している。当市に住所を有しない者の場合は、本人からの届出がされた後、速やかに情報の更新を行い、最新の状態を保つこととしている。 ・情報提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報は、事務で必要な時に、必要な範囲で再取得することにより最新状態を維持する。 <p>＜共通基盤システムとしての措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通基盤システムで管理する特定個人情報は、定期的に業務システムが保有する情報と整合することにより、その正確性を確保している。 <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書・帳票等は東大阪市文書取扱規程に基づき保管及び廃棄を行う。廃棄に際してはシュレッダーにかけるか、古紙リサイクル事業にて再生紙に再生して処分している。 ・磁気データの廃棄時には物理的破壊を行い、内容を読み取ることができないようにする。 	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[] 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・定期的に情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号東大阪市長公室広報広聴室市政情報相談課 TEL:06-4309-3104
②請求方法	指定様式を定め書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号 東大阪市福祉部高齢介護室高齢介護課 TEL:06-4309-3185
②対応方法	問い合わせ受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成28年12月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月20日	I-6. 評価実施機関による担当部署②所属長	山田 琴美	巽 知敬	事後	平成28年4月1日付人事異動による
平成28年12月28日	I-1. 特定個人情報を取扱う事務②事務の内容	・高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給	・高額介護(予防)サービス費、高額医療合算介護サービス費、総合事業の高額介護サービス費相当事業等の実施	事後	平成29年1月4日からのシステム切り替えによる
平成28年12月28日	I-2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム②システムの機能	(記載なし)	⑦総合事業管理・・・総合事業対象者の登録・管理を行う。総合事業の給付実績管理を行う。 ⑧個人番号管理・・・個人番号の照会、及び個人番号から基本四情報の検索を行う。	事後	平成29年1月4日からのシステム切り替えによる
平成28年12月28日	I-2. 特定個人情報ファイルを取扱う事務において使用するシステム⑤情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が市町村長となる項で、第四欄(特定個人情報)に介護保険に関係する情報が含まれる項 別表第二1, 2, 3, 4, 6, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56-2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 109, 117の項	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が市町村長となる項で、第四欄(特定個人情報)に介護保険に関係する情報が含まれる項 別表第二1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56-2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 109, 117の項	事後	番号法の改正(平成二八年六月三日法律第六三号)による項目の追加
平成28年12月28日	II-4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託 委託事項1③委託先名	(株)NTTデータ関西	富士通株式会社 関西支社	事後	平成29年1月4日からのシステム切り替えによる
平成28年12月28日	II-5. 特定個人情報の提供・移転 提供先27、28	(記載なし)	(別紙1)参照	事後	番号法の改正(平成二八年六月三日法律第六三号)による項目の追加
平成28年12月28日	II-5. 特定個人情報の提供・移転 移転先13	(記載なし)	移転先13 子ども見守り課	事後	番号法の改正(平成二八年六月三日法律第六三号)による項目の追加
平成28年12月28日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	(記載なし)	「1号・2号該当区分」から「個人番号」までの123項目を追加	事後	平成29年1月4日からのシステム切り替えによる
令和1年7月1日	III-2. 特定個人情報の入手リスクに対する措置の内容	個人情報	個人番号	事後	記載誤り
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	移転先1 生活福祉室	移転先1 生活福祉室 生活福祉課	事後	機構改革による組織名の変更
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	移転先3 福祉企画課	移転先3 地域福祉課	事後	機構改革による組織名の変更
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要	移転先6 生活福祉室	移転先6 生活福祉室 生活福祉課	事後	機構改革による組織名の変更

令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要	移転先13 子ども見守り課	移転先13 障害児サービス課	事後	機構改革による組織名の変更
令和3年9月1日	Ⅰ-5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、第9号及び別表第二	番号法第19条第8号、第9号及び別表第二	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第27号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供1①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の1	番号法第19条第8号別表第2の1	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第28号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供2①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の2	番号法第19条第8号別表第2の2	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第29号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供3①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の3	番号法第19条第8号別表第2の3	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第30号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供4①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の4	番号法第19条第8号別表第2の4	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第31号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供5①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の6	番号法第19条第8号別表第2の6	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第32号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供6①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の17	番号法第19条第8号別表第2の17	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第33号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供7①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の22	番号法第19条第8号別表第2の22	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第34号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供8①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の26	番号法第19条第8号別表第2の26	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第35号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供9①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の30	番号法第19条第8号別表第2の30	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第36号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	Ⅱ-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供10①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の33	番号法第19条第8号別表第2の33	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第37号)による条項号ズレ

令和3年9月1日	II-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供11①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の39	番号法第19条第8号別表第2の39	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第38号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	II-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供12①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の42	番号法第19条第8号別表第2の42	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第39号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	II-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供13①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の43	番号法第19条第8号別表第2の43	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第40号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	II-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供14①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の56-2	番号法第19条第8号別表第2の56-2	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第41号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	II-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供15①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の58	番号法第19条第8号別表第2の58	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第42号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	II-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供16①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の61	番号法第19条第8号別表第2の61	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第43号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	II-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供17①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の62	番号法第19条第8号別表第2の62	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第44号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	II-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供18①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の80	番号法第19条第8号別表第2の80	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第45号)による条項号ズレ
令和3年9月1日	II-5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供19①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2の81	番号法第19条第8号別表第2の81	事後	番号利用法の改正(平成25年法律第46号)による条項号ズレ
令和4年1月5日	I-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの名称	(記載なし)	電子申請システム	事後	令和3年10月1日電子申請システム導入による修正
令和4年1月5日	I-2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ①システムの機能	(記載なし)	1. 住民向け機能 各種行政サービスについて、オンラインで手続の検索及び申請ができる。 2. 市職員向け機能 住民からの申請を電子的に受け取る。	事後	令和3年10月1日電子申請システム導入による修正

令和4年1月5日	Ⅱ-3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他(共通基盤システム)	その他(共通基盤システム、電子申請システム)	事後	令和3年10月1日電子申請システム導入による修正
令和4年1月5日	Ⅱ-6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(省略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	(省略) ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜電子申請システムにおける措置＞ ファシリティ標準ティア3以上のシステム構築事業者のデータセンターで保管する。	事後	令和3年10月1日電子申請システム導入による修正
令和4年1月5日	Ⅲ-2.特定個人情報の入手リスクに対する措置の内容	(省略) ・対象者が多数表示される一覧系の画面及び帳票には個人番号を表示しない仕組みとし、不必要な閲覧が行われないようにする。	(省略) ・対象者が多数表示される一覧系の画面及び帳票には個人番号を表示しない仕組みとし、不必要な閲覧が行われないようにする。 ・電子申請システムでの手続案内の説明をわかりやすくし、入力項目の構成を必要最小限にとどめることで目的外の情報の入手を防止する。	事後	令和3年10月1日電子申請システム導入による修正

<p>令和4年1月5日</p>	<p>Ⅲ-2.特定個人情報の入手 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>【不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置】 ・介護保険システムはIDカードとパスワードによる認証方式とし、資格が無いものが情報を入手することを防止する。 ・申請に際しては申請者の身分確認を行い、本人もしくは代理人以外からの不適切な入手は行わない。 (省略)</p> <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置】 ・情報の入手にあたっては、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を行い正確性を確保する。 ・システムへの特定個人情報の入力・変更・削除にあたっては複数人で入力内容と原本の確認を行う。</p> <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置】 ・本人もしくは代理人が申請書を窓口へ提出する際には、職員が直接申請書等を收受する。 ・住民からの届出・申請情報にあたっては保管場所の施錠管理を徹底することで、漏えい・紛失を防止する。</p>	<p>【不適切な方法で入手が行われるリスクへの措置】 ・介護保険システムはIDカードとパスワードによる認証方式とし、資格が無いものが情報を入手することを防止する。 ・申請に際しては申請者の身分確認を行い、本人もしくは代理人以外からの不適切な入手は行わない。 ・電子申請システムでの手続案内の説明をわかりやすくし、入力項目の構成を必要最小限にとどめる。 (省略)</p> <p>【入手した特定個人情報が不正確であるリスクへの措置】 ・情報の入手にあたっては、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を行い正確性を確保する。 ・システムへの特定個人情報の入力・変更・削除にあたっては複数人で入力内容と原本の確認を行う。 ・電子申請システムから申請を行うにあたっては本人アカウント内において個人番号カードの電子署名を付すことで本人確認を実施したうえで、転記機能や再確認画面で情報の正当性を確保する。</p> <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置】 ・本人もしくは代理人が申請書を窓口へ提出する際には、職員が直接申請書等を收受する。 ・住民からの届出・申請情報にあたっては保管場所の施錠管理を徹底することで、漏えい・紛失を防止する。 ・電子申請システムと市の通信は暗号化のうえインターネットとは異なる閉回線で行う。</p>	<p>事後</p>	<p>令和3年10月1日電子申請システム導入による修正</p>
-----------------	---	--	--	-----------	---------------------------------

令和4年1月5日	Ⅲ-3.特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク 具体的な管理方法	・職員個人ごとにIDカードを配布し、カードとパスワードの併用による利用認証を行う。 ・担当者が離席する場合にはログオフすることが周知されており、担当者以外が不正に利用できないように対策している。 <共通基盤システムにおける措置> ・特定個人情報にアクセスする職員の認証は、ID／パスワードによって行う。	・職員個人ごとにIDカードを配布し、カードとパスワードの併用による利用認証を行う。 ・担当者が離席する場合にはログオフすることが周知されており、担当者以外が不正に利用できないように対策している。 <共通基盤システムにおける措置> ・特定個人情報にアクセスする職員の認証は、ID／パスワードによって行う。 <電子申請システムにおける措置> 特定個人情報を取扱う者に限った特別のIDとパスワードの付与によってアカウント権限を分離する。	事後	令和3年10月1日電子申請システム導入による修正
令和4年1月5日	Ⅱ-4.特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託事項1 ③ 委託先名	富士通株式会社 関西支社	富士通Japan株式会社	事後	令和3年4月1日統合による社名変更

令和7年1月30日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」 (以下「番号法」という。)別表第一の68の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」 (以下「番号利用法」という。)別表の100の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	I 基本情報 4.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	番号利用法第9条第1項 別表の100の項	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、第9号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が市町村長となる項で、第四欄(特定個人情報)に介護保険に関する情報が含まれる項 別表第二1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 30, 33, 39, 42, 43, 56-2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 90, 94, 95, 97, 109, 117の項 (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二93, 94, 95の項	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち以下の項 (情報提供の根拠) 2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 131, 132, 144, 161の項 (情報照会の根拠) 131, 132の項	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先1 厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第二の1 ②提供先における用途 健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの	提供先1 全国健康保険協会 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2 ②提供先における用途 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正

令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先2 全国健康保険協会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の2	提供先2 健康保険組合 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先3 健康保険組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の3 ②提供先における用途 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	提供先3 健康保険組合 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7 ②提供先における用途 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先4 厚生労働大臣 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の4 ②提供先における用途 船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先4 都道府県知事 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11 ②提供先における用途 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先5 全国健康保険協会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の6 ②提供先における用途 船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先5 市町村長 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15 ②提供先における用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正

令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先6 市長村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の17 ②提供先における用途 予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	提供先6 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の42 ②提供先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先7 都道府県知事 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の22 ②提供先における用途 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	提供先7 日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の56 ②提供先における用途 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先8 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の26 ②提供先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先8 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65 ②提供先における用途 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先9 社会福祉協議会 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の30 ②提供先における用途 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先9 市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69 ②提供先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正

令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先10 日本私立学校振興・共済事業団 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の33 ②提供先における用途 私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	提供先10 市長村長 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の80 ②提供先における用途 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先11 国家公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の39 ②提供先における用途 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先11 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83 ②提供先における用途 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先12 市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の42 ②提供先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先12 市長村長 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86 ②提供先における用途 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先13 市町村長又は国民健康保険組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の43 ②提供先における用途 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	提供先13 市長村長 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87 ②提供先における用途 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先14 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の56-2 ②提供先における用途 災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの	①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の108 ②提供先における用途 災害弔慰金の支給等に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正

令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先15 地方公務員共済組合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の58 ②提供先における用途 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先15 後期高齢者医療広域連合 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115 ②提供先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先16 市長村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の61 ②提供先における用途 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先16 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の125 ②提供先における用途 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先17 市長村長 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の62 ②提供先における用途 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先17 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の128 ②提供先における用途 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先18 後期高齢者医療広域連合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の80 ②提供先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	提供先18 市町村長 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の131 ②提供先における用途 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先19 後期高齢者医療広域連合 ①法令上の根拠 番号法第19条第8号別表第2の81 ②提供先における用途 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	提供先19 市町村長 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132 ②提供先における用途 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正

令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	別紙1 20 法令上の根拠第19条第7号別表第2の87 提供先 都道府県知事等 用途 中国人残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	提供先20 都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144 ②提供先における用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	別紙1 提供先21	法令上の根拠第19条第7号別表第2の90 提供先 都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長 用途 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	提供先21 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の161 ②提供先における用途 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する情報であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う項目の修正
令和7年1月30日	別紙1 22	法令上の根拠第19条第7号別表第2の94 提供先 市町村長 用途 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	削除	事後	

令和7年1月30日	別紙1 23	<p>法令上の根拠第19条第7号別表第2の95 提供先 厚生労働大臣又は共済組合等 用途 介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの</p>	削除	事後	
令和7年1月30日	別紙1 24	<p>法令上の根拠第19条第7号別表第2の97 提供先 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 用途 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 情報提供者 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の</p>	削除	事後	
令和7年1月30日	別紙1 25	<p>法令上の根拠第19条第7号別表第2の109 提供先 都道府県知事又は市町村長 用途 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの 情報提供者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者 特定個人情報 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの</p>	削除	事後	

令和7年1月30日	別紙1 26	<p>法令上の根拠第19条第7号別表第2の117 提供先 厚生労働大臣 用途 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</p>	削除	事後	
令和7年1月30日	別紙1 27	<p>法令上の根拠第19条第7号別表第2の8 提供先 都道府県知事 用途 児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</p>	削除	事後	
令和7年1月30日	別紙1 28	<p>法令上の根拠第19条第7号別表第2の11 提供先 厚生労働大臣 用途 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する情報であって主務省令で定めるもの 情報提供者 市町村長 特定個人情報 介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの</p>	削除	事後	

令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項	事後	
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 移転先2 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項	事後	
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 移転先3 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項	事後	
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 移転先4 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項	事後	
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 移転先5 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項	事後	
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 移転先6 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項	事後	

令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 移転先7 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項	事後	
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項	事後	
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 移転先9 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項	事後	
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 移転先10 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項	事後	
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 移転先11 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項	事後	
令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 移転先12 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項	事後	

令和7年1月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 特定個人情報の提供・移転(移転に伴うものを除く。) 移転先13 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	番号利用法第9条第2項	事後	
令和7年1月30日	Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	・番号法に規定されている事務を所管する部署以外からのアクセスは行えないような仕組みを構築する。	・番号利用法に規定されている事務を所管する部署以外からのアクセスは行えないような仕組みを構築する。	事後	
令和7年1月30日	Ⅲリスク対策 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルール内容及びルール遵守 の確認方法	・提供・移転については、番号法及び条例により利用が認められているものに限定する。	・提供・移転については、番号利用法及び条例により利用が認められているものに限定する。	事後	
令和7年1月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供)	【 】接続しない(入手) 【 】接続しない(提供)	事後	

令和7年5月31日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国名でデータを保管している。 <p>②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改
令和7年5月31日	<p>III リスク対策</p> <p>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみで行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみで行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改
令和7年5月31日	<p>III リスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>【物理的対策】</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施設管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>	<p>【物理的対策】</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・保管する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 	事後	自治体中間サーバー・プラットフォーム更改

<p>令和7年5月31日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>【技術的対策】 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>【技術的対策】 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>自治体中間サーバー・プラットフォーム更改</p>
<p>令和7年5月31日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 10. その他のリスク対策</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>事後</p>	<p>自治体中間サーバー・プラットフォーム更改</p>